

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

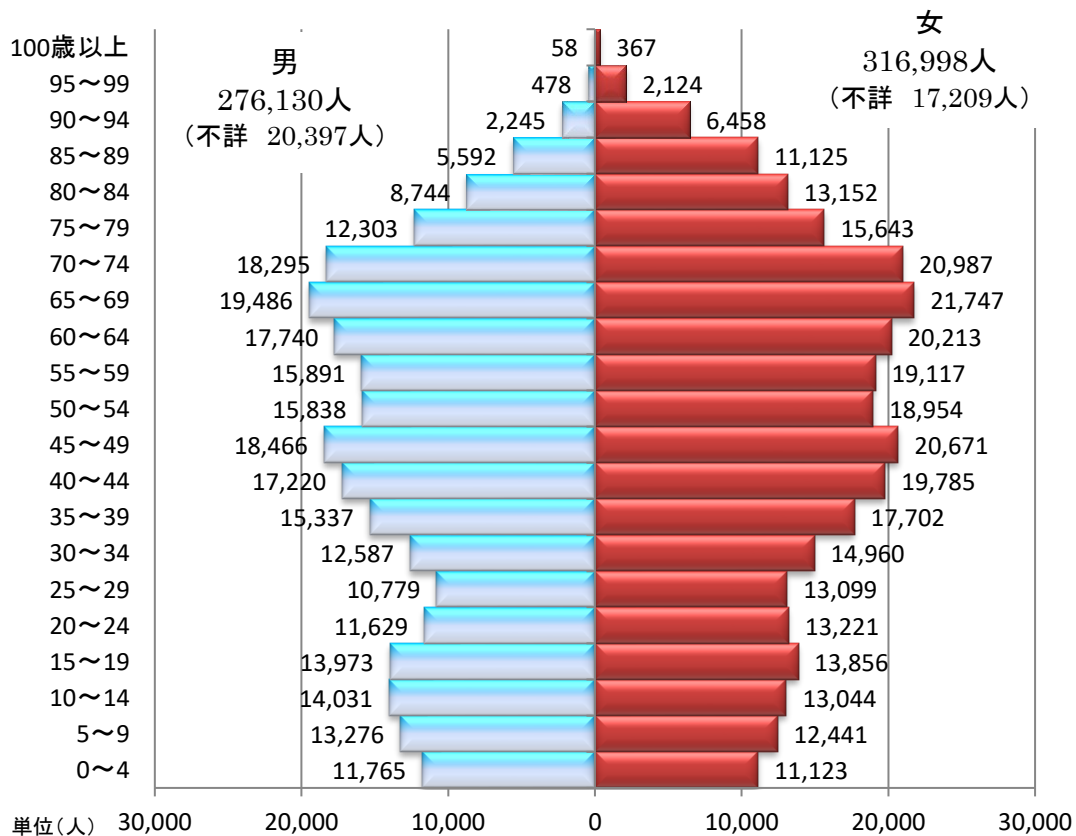
(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

鹿児島市は、九州南端鹿児島県本土のほぼ中央に位置し、雄大な桜島と波静かな錦江湾に代表される多彩な自然、世界に誇りうる魅力ある歴史・文化など豊かな地域資源に恵まれ、商業・交通などの多様な都市機能が集積する南九州の中核中核都市である。

本市の人口は、平成22年までの国勢調査では増加傾向にあったが、その後、25年の推計人口607,604人を境に減少し始め、令和2年の国勢調査では、593,128人に減少している。

また、同年の国勢調査人口を年代別にみると、図1に示すとおりであり、0～14歳は75,680人（13.6%）、15～64歳は321,038人（57.8%）、65歳以上は158,804人（28.6%）となっており、今後、老年人口（65歳以上）がさらに増加し、生産年齢人口（15～64歳）が減少することが見込まれる。

【図1】2020年（令和2年）国勢調査（総務省統計局）



本市の産業構造については、令和3年の全産業（民営）の事業所数が26,595事業所、従業者数が274,681人となっており、産業別事業

所数は「卸売業、小売業」が全体の２６．２％で最も多く、次いで「宿泊業、飲食サービス業」が１１．４％、「医療、福祉」が１１．１％となっている。

第３次産業が全体の９割弱を占め、本市を支える主な産業として、商業・サービス業、医療・福祉分野を中心とした経済活動が行われている。（【図２】参照）

【図２】産業別事業所数、従業者数の推移（民営事業所のみ）

区 分		令和３年			
		事業所数		従業者数	
			構成比(%)		構成比(%)
総 数		26,595	100.0	274,681	100.0
第１次	農林漁業	90	0.3	1,241	0.5
第２次	鉱業、採石業等	10	0.0	58	0.0
	建設業	2,323	8.7	19,796	7.2
	製造業	1,109	4.2	16,419	6.0
	小 計	3,442	12.9	36,273	13.2
第３次	卸売業、小売業	6,966	26.2	61,639	22.4
	宿泊業、飲食サービス業	3,036	11.4	24,779	9.0
	医療、福祉	2,952	11.1	57,715	21.0
	その他	10,109	38.0	93,034	33.9
	小 計	23,063	86.7	237,167	86.3

出典：統計局 経済センサス - 活動調査（令和３年６月１日現在）

※数値は四捨五入の為、総数と内訳数の合計は必ずしも一致しない。

雇用情勢については、鹿児島公共職業安定所管内の有効求人倍率は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響からの回復傾向がみられた令和３年度に

１．３０倍、続く４年度は１．３４倍となったが、５年度になると、原材料費、燃料費等の高騰の影響による求人の減少や過去最高となった４年度の反動等から減少傾向に転じ、７年３月には１．１７倍となっている。

本市では、「第六次鹿児島市総合計画」の基本目標別計画として地域産業の活性化、農林水産業の振興などを位置づけ、基本目標である「魅力にあふれ人が集う活力あるまち」の実現を目指している。

総合計画の商工業分野の個別計画として「第２期鹿児島市商工業振興プラン」を策定し、「多彩な“人財”が活躍し、持続可能な経済活動が展開されるまち・かごしま」を目指す将来像として掲げている。この将来像の実現に向けて、新たな産業の創出や地域を支える産業の成長促進などを施策の柱に各種施策を計画的かつ効果的に推進し、本市のにぎわいと活力の創出や安定的な雇用

の確保につなげていくこととしている。

また、総合計画の農林水産業分野の個別計画として「第3期鹿児島市農林水産業振興プラン」を策定し、「魅力ある地域資源を育み、生かし、つながる持続可能な農林水産業の確立」を基本目標とし、各種施策に取り組んでいる。

このような取組を進める中で、第1次産業においては、農業従事者の高齢化や生産環境の変化、消費者ニーズの多様化等の課題に直面しており、次世代の担い手の確保・育成、スマート農林水産業や6次産業化の推進などにより持続可能な農林水産業を確立する必要がある。

第2次産業においては、従業者数が全体の1割以上を占めるなど、雇用の受け皿として重要な役割を担っており、本市の経済に与える影響も大きい中、経営者の高齢化や人手不足といった課題に対応するため、生産性の向上やイノベーションによる企業体質の強化、新事業への挑戦の促進、企業経営者の育成等に取り組む必要がある。

また、第3次産業については、本市を支える主な産業として、より一層の底上げを図る必要があり、これら全産業において、市内中小企業の全体的な生産性の向上により、本市域内の産業発展と経済活性化へとつなげることが喫緊の課題である。

(2) 目標

本市では、中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者による生産性向上のための取組が積極的に行われるよう先端設備等の導入を促すことで、南九州における先導的な産業活動の拠点として、域内の地域経済を牽引し、更なる産業発展を図ることを目指す。

これを実現するため、計画期間中に35件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目指す。

2 先端設備等の種類

本市の産業は、多様な業種が経済・雇用を支えており、広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

本市の産業は、市内の全域に立地しており、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象地域は、市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

多様な業種が本市の経済、雇用を支えており、本市内の中小企業者の幅広い取組を促すことにより、生産性向上を実現する必要がある。

①対象業種

本計画において対象とする業種は、全業種とする。

②対象事業

本計画において対象とする事業は、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる全事業とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は2年間（令和7年7月24日～9年7月23日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は3年間、4年間又は5年間とする。

先端設備等導入計画の期間	目標伸び率（計画期間終了時）
3年間	9%以上
4年間	12%以上
5年間	15%以上

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

先端設備等導入計画の認定に際しては、以下の点に配慮するものとする。

(1) 人員削減を目的とした取組は先端設備等導入計画の認定の対象としない、設備導入に伴う人員増が労働生産性の評価に当たって不利にならない等、雇用の安定に配慮する。

(2) 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。